

情報法制学会 記事

1 発起人会

平成 28 年 12 月 23 日、発起人会を開催し、以下の事項について協議・決定した。

- ① 情報法制学会の設立趣旨を了承した。
- ② 情報法制学会規約を決定した。
- ③ 第 1 期運営委員及び監事として次の者を選任した。

運営委員 上原哲太郎、坂井修一、宍戸常寿、実積寿也、新保史生、鈴木正朝、曾我部真裕

監事 堀雅文

- ④ 事務局を一般財団法人情報法制研究所に委託することにした。

2 運営委員会

平成 28 年 12 月 23 日、運営委員会を開催し、以下の事項について協議・決定した。

- ① 代表に曾我部真裕運営委員を選任した。
- ② 第 1 期編集委員として次の者を選任した。
上原哲太郎、坂井修一、宍戸常寿、実積寿也、新保史生、鈴木正朝、曾我部真裕

3 編集委員会

平成 28 年 12 月 23 日、編集委員会を開催し、以下の事項について協議・決定した。

- ① 委員長に宍戸常寿編集委員を選任した。
- ② 『情報法制研究』創刊号企画案を決定した。

一般財団法人情報法制研究所 記事

1 一般財団法人情報法制研究所の設立

平成 28 年 6 月 23 日、一般財団法人として情報法制研究所が設立された。

2 評議員会

(1) 平成 28 年 3 月 13 日、第 1 回評議員会を開催し、理事・監事として次の者を選任した。

理事 上原哲太郎、江口清貴、宍戸常寿、実積寿也、鈴木正朝、曾我部真裕、高木浩光、鳥海不二夫、名和利男

監事 丸山満彦

(2) 同年 5 月 14 日、第 2 回評議員会を開催し、理事として次の者を選任した。

奥村裕一、堀雅文

(3) 同年 12 月 23 日、第 3 回評議員会を開催し、次期理事・監事として次の者を選任した。

理事 上原哲太郎、江口清貴、奥村裕一、宍戸常寿、実積寿也、鈴木正朝、曾我部真裕、高木浩光、鳥海不二夫、名和利男、堀雅文

監事 丸山満彦

3 理事会

(1) 平成 28 年 3 月 13 日、第 1 回理事会を開催し、以下の事項について協議・決定した。

- ① 代表理事・理事長に鈴木正朝理事を選任した。
- ② 専務理事兼事務局長に江口清貴理事を選出した。
- ③ 情報法制研究所を一般財団法人として設立し登記することについて承認した。
- ④ 従たる事務所の開設と事務所賃貸の件について承認した。
- ⑤ 「一般財団法人情報法制研究所」設立記念シンポジウムの開催について承認した。
- ⑥ 会員制度及び会費について協議した。
- ⑦ 主席研究員及び研究員の委嘱について協議した。

(2) 同年 5 月 14 日、第 2 回理事会を開催し、以下の事項について協議・決定した。

- ① 理事及び参与等への国際会議の旅費宿泊費等の補助について協議した。
- ② 第 1 期事業計画案及び予算案について協議した。

- ③ 評議員会の決定により、理事の選任（追加）について報告があった。

(3) 同年 8 月 17 日、第 3 回理事会を開催し、以下の事項について協議・決定した。

- ① 従たる事務所の開設と設立費用について承認した。
- ② 顧問及び参与として以下の者を推薦することを決定した。

顧問 辻井潤、前川喜久雄、森田朗

参与 石江夏生利、板倉陽一郎、小向太郎、新保史生、高野一彦、湯浅壘道

- ③ 正会員の入会について、法人会員 2 名を承認した。

- ④ 研究所の組織と運営方針、年間予定について承認した。

- ⑤ 第 1 期事業計画及び予算について承認した。

(4) 同年 12 月 23 日、第 4 回理事会を開催し、以下の事項について協議・決定した。

- ① 第 1 期補正予算について承認した。
- ② 第 2 期事業計画について承認した。
- ③ 第 2 期予算について承認した。
- ④ 研究員の選任方法について承認した。
- ⑤ 情報法制学会への貸与について承認した。
- ⑥ 次期代表理事・理事長として鈴木正朝理事を選任した。
- ⑦ 次期専務理事兼事務局長に江口清貴理事を選任した。

4 「一般財団法人情報法制研究所」設立記念シンポジウム

平成 28 年 5 月 14 日、東京大学伊藤国際学術研究センターにおいて、設立記念シンポジウムを開催した。

- 主催者挨拶 坂井修一
- (特別講演) 日本の情報法制研究の歴史・現在・未来—「情報法」提唱者の回顧と展望— 堀部政男
- 情報法制研究所の設立趣旨について 鈴木正朝
- 行政機関等個人情報保護法の改正・改正個人情報保護法の施行準備 宍戸常寿
- 通信の秘密の守備範囲 曾我部真裕
- 個人情報関連法の再編成に向けて 高木浩光
- 自治体セキュリティ強靱化策と番号関係の実務 上原哲太郎
- 経済学的に最適なセキュリティ水準 実積

寿也

- ネットコミュニケーションにおけるリスク分析 鳥海不二夫
- サイバーテロ・情報セキュリティ対策 名和利夫

5 第1回情報法制研究所情報法セミナー

平成28年11月5日、京都大学において、情報法セミナーを開催した。

- 趣旨説明 曾我部真裕
- 個人情報保護法制の現状 板倉陽一郎
- インハウス視点のインターネット法制 丸橋透

6 第2回情報法制研究所情報法セミナー

平成29年1月31日、東京大学において、情報法セミナーを開催した。

- 改正個人情報保護法の各種ガイドライン（個人情報保護委員会ガイドライン（四種＋漏えい等対応）及び電気通信分野、放送分野、金融分野、信用分野、債権管理回収業分野各ガイドライン）の解説 板倉陽一郎
- EU一般データ保護規則に関する第29条作業部会のガイドライン（データ保護責任者、データポータビリティの権利、管理者又は処理者の主催監督当局の特定）（2016年12月13日付）の解説） 杉本武重

情報法制学会規約

平成 28 年 12 月 23 日制定

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 本会は情報法制学会 (Association of Law and Information Systems) と称する。

(事務所)

第 2 条 本会の事務所は、東京都千代田区永田町 2 丁目 17 番 17 号アイオス永田町 312 一般財団法人情報法制研究所に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 本会は、情報、メディア等に関する法、技術及びビジネスの観点からの学術的、実務的な研究 (以下「情報法制研究」という。) を促進することを目的とする。

(事業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、情報法制研究に関する次の事業を行う。

- 一 国内及び海外の動向等に関する調査研究及び研究成果の公表
- 二 研究者の連絡及び協力促進
- 三 研究会及び講演会の開催
- 四 機関誌その他図書の刊行
- 五 外国の学界との連絡及び協力
- 六 前各号のほか運営委員会において適当と認められた事業

第 3 章 会員

(資格)

第 5 条 本会の会員となることができる者は、情報法制研究に携わる者または情報法制研究に関して学識、経験を有する者とする。

(入会)

第 6 条 本会の会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を提出し、運営委員会の承認を得なければならない。

(会費)

第 7 条 会員は、総会の定めるところに従い、会費を納めなければならない。

(退会)

第 8 条 会費を滞納した者は、運営委員会において、退会した者とみなすことができる。

第 4 章 機関

(役員)

第 9 条 本会に左の役員を置く。

- 一 運営委員若干名、内 1 名を代表とする。
- 二 監事若干名

(選任)

第 10 条 運営委員及び監事は、総会において選任する。

2 代表は、運営委員会において互選する。

(任期)

第 11 条 代表、運営委員及び監事の任期は、2 年とする。

- 2 補欠の代表、運営委員及び監事の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。
- 3 代表、運営委員及び監事は、再任されることができる。

(代表)

第 12 条 代表は、本会を代表し、総会及び運営委員会を招集し、会務を統轄する。

2 代表に故障のある場合には、その指名した他の運営委員が、その職務を代行する。

(運営委員)

第 13 条 運営委員は、運営委員会を組織し、会務を執行する。

(監事)

第 14 条 監事は、会計及び会務執行の状況を監査する。

(総会)

- 第15条 代表は、毎年1回、会員の通常総会を招集しなければならない。
- 2 代表は、必要があると認めるときは、何時でも臨時総会を招集することができる。
- 3 総会員の5分の1以上の者が、会議の目的たる事項を示して請求したときは、代表は臨時総会を招集しなければならない。

(議決権の委任)

- 第16条 総会に出席しない会員は、書面により、他の出席全員にその議決権の行使を委任することができる。この場合には、これを出席とみなす。

第5章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

- 第17条 本規約は、総会員の3分の2以上の同意がなければ、これを変更することができない。

(解散)

- 第18条 本会は、総会員の3分の2以上の同意がなければ、解散することができない。

附則

(施行期日)

- 第1条 本規約は、平成29年2月1日から施行する。

(発起人会の権限)

- 第2条 情報法制学会発起人会は、第1回会員総会が開催されるまでの間、総会の権限を行使することができる。ただし、発起人会の決定は、第1回会員総会においてその承認を受けなければならない。